



Title	地域生活における外国人とホスト住民：2005年調査から
Author(s)	小内, 純子
Citation	「調査と社会理論」・研究報告書, 23, 49-66
Issue Date	2007-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/28288
Type	departmental bulletin paper
File Information	23_P49-66.pdf



地域生活における外国人とホスト住民

——2005年調査から——

小内純子

はじめに

2005年9月に大泉町の行政区（＝自治会）に関する調査を実施した。外国人とホスト住民の関わり方を明らかにするために全行政区長を対象にインタビューを行ったもので、32人のうち31人の行政区長の協力を得ることができた。同様の調査は1998年9～10月にも実施しており、本稿の課題は2つの調査結果の比較を通じてこの7年間の変化を明らかにすることにある。

前回の調査では、以下の諸点を特徴として指摘した¹⁾。

第1に、大泉町ではいくつかの行政区で外国人居住者数が「臨界量」を超えており、様々な問題状況が生じている。日本人と日系人の間には、次第に「棲み分け」の傾向が強まっており、お互いに関わり合わずというあり方で、それぞれの生活が成り立つ状況にあった。しかし一方では、ゴミ問題や区費の未納問題を契機に日系人に対する「負のイメージ」が拡大してきており、「棲み分け」を前提とした「セグレーションによる共生」も難しくなりつつあった。

第2に、こうしたなかであって公営住宅ではやや異なった状況がみられた。公営住宅にも多くの外国人世帯が暮らしている。しかし、公営住宅への入居は、共同生活部分の役割を了解した上でのものであり、入居後も公営住宅の管理人、行政区の役員などの密な働きかけによって外国人居住者とも最低限の共同生活のルールが共有できている。ここでは外国人居住者に団地の規則を義務づけることによって、「セグレーションによる共生」が維持されていた。

第3に、行政区住民の間に「負のイメージ」が拡大しつつあるなかで、行政区や町行政によって、こうした事態を打開するための様々な努力が行われている。行政区では、外国人世帯から区費を集めたり、行政と協力してポルトガル語の文書を配布したりしている。また、町の担当職員と行政区の役員と日系ブラジル人の有志により地区別三者懇談会を開催し、問題解決の糸口を見出そうとしている。

第4に、しかしながら、様々な努力にもかかわらず、行政区への未加入者には、情報を伝達するルートが確保されていないため、そのどれもが抜本的な解決策とはなり得ていない。従来の自治体—行政区—隣組—各世帯のルートでは、外国人居住者にまで情報を伝達することが難しく、様々なルートを用意することでこの欠陥を補う必要がある。なかでも雇い主である企業の協力が得られるかどうかは重要である。

1998年調査以降、こうした状況には変化が生じているのであろうか。今回は公営住宅を対象とした独自調査は実施していない。従って、行政区長の面接調査を軸に、外国人とホスト住民の関わりに焦点を当てて考察を進めていくことにする。

第1章 受け入れ先としての行政区の特徴

第1節 大泉町の地域社会に潜むアンビバレントな性格

上記の課題の考察を始めるに先立ち、まず受け入れ先としての行政区活動の特徴をみておきたい。外国人とホスト住民との関わりといった場合、ホスト住民による行政区活動がどのように展開されているかを知ることは重要である。

大泉町民の気風としてよく言われることに、外からの流入者に対して寛大だという点がある。1938（昭和13）年には、中島飛行機小泉製作所が新設され、約55,000人もの従業員が雇用された。敗戦後にはその跡地に米軍が駐留し、日本人も約2,000人（1952年段階）が働いていた。さらに米軍の撤退により土地が返還されると、その跡地に三洋電機株式会社が誘致され、最盛期には従業員数が約12,000人を数えた。このように大量の人々を町外から受け入れてきた経験が豊かであるゆえに、「よそ者」に対するアレルギーは小さく、それが今回の日系人の積極的な受け入れにも繋がったと言われる。大泉町民が地域住民の気風としてこの点を指摘する場合も多い。今のところこの指摘の真偽について十分に実証されてはいないが、これまでの大量の人々の移動が、地域社会になんらかの影響を与えてきたことは間違いないであろう²⁾。

しかし、その一方で、かつての農村地帯を中心に伝統的な「むら社会」が基層に据えられており、先祖代々当地に住んでいる「地生え層」と他地域から流入してきた「よそ者」との間には、まだまだ隔たりが存在していることも事実である。「よそから来た人は行政区長にはなれない。地生えの人がなる」という回答や中島飛行機の進出とともに戦前に流入してきた人を「新しく来た人」と形容する点に、それは端的に示されている。そこには地域社会が有している閉鎖的な側面が見え隠れする。

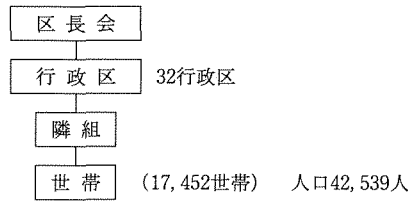
このように開放性と閉鎖性というアンビバレントな性格を有するのが大泉町の特徴と言える。1990年代に入ると当地には日系人が急増してくるが、彼／彼女らは決して市街地の民間アパートだけに集住したわけではない。後継者がいない農家が農地を売って建てた民間アパートに入居している者も多い。つまり、彼／彼女らは農村部のなかに「地生え層」と隣り合って暮らしているのである。筆者自身がそのことを認識したのは何回目かの調査の際であった。行政区長のお宅を訪問する時間帯は、日系人は働きに出ている時間であり、閑静な住宅街というたまたまいである。しかし、朝夕の通勤時には多くの外国人が行き交い、休日ともなると隣接するアパートに友達が集まってきていたりするのである。大泉町の場合、地域住民と日系人の居住空間が極めて接近している点に大きな特徴がある。それゆえに行政区活動と日系人の生活は、様々な点で接点を持つことになる。

そこでまずホスト住民がどのような行政区活動を展開しており、外国人居住者にどのような参加を求めているのかという点を明らかにすることから始める。

第2節 行政区組織の特徴

図1は、大泉町の行政区組織の概念図を示したものである。大泉町の世帯数は17,452（2005年8月31日現在）で、これが32の行政区に分れる。行数区の数には前回調査よりも1つ減少しているが、これは三洋電機の社宅の閉鎖によるものである³⁾。行政区の下には隣組があり、10数戸単位で班を作り個別世帯を束ねている。一方、行政区の上部組織として全町組織の区長会が存在している。

図1 大泉町行政区組織の全体図



注) 世帯数は2005年8月31日現在

大泉町の行政区毎の世帯数には大きなバラツキがある。表1にみるように、1,000世帯以上の行政区が7ある一方で200世帯未満も5つ存在している。最高が1,160世帯、最低が49世帯とその開きは大きい。全体的には、400世帯未満と800世帯以上に二極化する傾向がみられる。行政区への加入世帯比率をみると(表2)、加入世帯比率80%以上の行政区が16と約半数を占め、加入率70%以上となるとその数は26行政区となる。加入率は比較的高い。表3で各行政区の世帯数と加入世帯比率の関係をみると、世帯数が大きい行政区の方が加入世帯比率が低くなる傾向がみられる。1,000世帯以上の行政区には、加入世帯比率が50%台という行政区が2つある。こうした行政区の世帯数規模の違いは、外国人との関わり方にも影響を及ぼしているものと考えられる。

表1 行政区別世帯数
(2005. 8. 31)

世帯数	区数	比率%
1000世帯以上	7	21.9
900～	2	6.3
800～	2	6.3
700～	1	3.1
600～	0	0.0
500～	2	6.3
400～	2	6.3
300～	4	12.5
200～	7	21.9
100～	3	9.4
100世帯未満	2	6.3
計	32	100.0

資料：役場資料

表2 行政区世帯加入率

加入率	区数	比率%
90%以上	10	32.3
80%～	6	19.4
70%～	10	32.3
60%～	3	9.7
50%～	2	6.5
計	31	100.0

注) NA=1
資料：実態調査より

表3 行政区別世帯数×加入世帯比率

世帯数	50%～	60%～	70%～	80%～	90%～	NA	計	比率%
1000世帯以上	2	1	4	-	-	-	7	21.9
900～	-	-	2	-	-	-	2	6.3
800～	-	-	1	1	-	-	2	6.3
700～	-	-	-	1	-	-	1	3.1
600～	-	-	-	-	-	-	0	0.0
500～	-	1	-	-	1	-	2	6.3
400～	-	-	1	-	1	-	2	6.3
300～	-	-	1	-	3	-	4	12.5
200～	-	1	1	2	3	-	7	21.9
100～	-	-	-	1	1	1	3	9.4
100世帯未満	-	-	-	1	1	-	2	6.3
計	2	3	10	6	10	1	32	100.0

資料：世帯数は役場資料(2005/8/31)、加入世帯比率は実態調査より

第3節 行政区活動の特徴

次に、行政区の具体的活動についてみていく。一般に自治会活動は、広報・伝達活動、親睦活動、環境整備・衛生活動、福祉活動、生涯学習活動など、地域生活全般に関わる包括的な活動を行うことを特徴とする。大泉町の行政区活動も、その活動は多岐にわたり、地域住民の生活全般に関わつ

て展開されている。

まず第1に、広報・伝達活動は、回覧板を回したり、チラシを全戸に配布するというかたちで、町行政—行政区長—隣組長—各世帯のルートを使って行われている。行政区長のなかに2003年4月から2004年2月までに配布された回覧板とビラの一覧表を作成している人がいる。その資料によると、この11ヵ月の間に配られたものは、全戸配布の配布物が91件、回覧板が60件であることがわかる。両方を合わせるとその数は1ヵ月平均で13.7件となる。回覧板やビラが地域情報の伝達手段として重要な役割を果たしていると同時に、それを仕分けして配布する役員の負担の大きさが理解できる。

第2に、住民の親睦活動は、主にイベントの開催を通じて行われる。表4はA区の2003年度事業計画を示したものである。4月5日の新隣組長の顔合わせ・懇親会に始まり、3月27日の総会に至るまで、様々な活動が行われているが、とりわけイベントの多さが目を引く。大泉町で三大イベントと言われるのが、大泉まつり（7月下旬3日間）、区民納涼祭（8月or9月）、町民体育祭（10月）である。この他に区によっては、公民館まつり、各神社のお祭り、新年会、忘年会などが行われている。

表4 A行政区の2003年度事業報告

月	日	事業内容
4	5	新隣組長顔合わせ・懇親会
5	17	自主防災準備委員会開催
	18	春の道路清掃実施（約280名参加）
6	7	ゴミステーション新設の相談会
	8	諮問委員会開催
	12	アメリカシロヒトリ防除（26軒）
	14	大泉まつり準備委員会開催
	21	大泉まつり全体会議開催（約50名出席）
7	2	大泉まつりお囃子の稽古開始
	12	自主防災準備委員会開催（研修会）
	20	山車の飾りつけ及び、祭り前準備（21名参加）
	25	祭り本部設営（18名参加）、前夜祭
	26, 27	大泉まつり参加
	28	大泉まつり後片付け（29名参加）
8	2	大泉まつり反省会（39名参加）
	18	アメリカシロヒトリ防除（31軒）
	19	合併問題説明会
9	6	区民納涼祭開催（協賛）
	28	秋の道路清掃実施（約280名参加）
10	12	大泉町町民体育祭
	25	自主防災準備委員会開催
11	15	自主防災準備委員会開催
1	11	新年会（45名参加）
	27	諮問委員会開催（区役員改選について）
3	26	ゴミステーション維持管理の相談会
	27	総会

資料：平成17年度A区総会資料

三大イベントのなかで最大のものは大泉まつりである。7月下旬に行われるこの祭りは、公民館単位（後述）で行われ、中心は山車と子ども御輿である。5月中旬の最初の打ち合わせ会議から、寄付集め、笛や太鼓の練習などが、祭り前日まで続く。祭り当日には、女性たちが総出で参加者のための昼食を準備し、その数は例えばある区（世帯数742）の場合250食を超える。このように大泉まつりは、多数の住民の実質的な協力と参加によって成り立っており、それは区民納涼祭や町民体育祭についても指摘できる。イベントが多い上に、住民の実質的なサポートが必要不可欠となっていることがわかる。

第3に、環境整備・衛生活動も重要な活動の1つである。環境整備活動としては、年2回、春と夏に行われる道路清掃（道路愛護デー）の他、公民館清掃や公園掃除などがある。道路清掃は全戸参加で全町一斉に行われており、公民館清掃と公園掃除は行政区単位、あるいは公民館単位に隣組持ち回りで行われる場合が多い。また、ごみステーションの維持管理も重要な仕事である。とりわけゴミの分別収集を徹底するため、各行政区では衛生環境保全推進委員が選出されている。衛生環境保全推進委員が役員や住民と協力してゴミ収集日にパトロールを実施したり、隣組単位に輪番でゴミステーションに立ち会うなどして、分別収集の徹底化に努めている。

第4に、近年、防犯・防災活動が推進されてきている。これまでも区によっては防災訓練や火災防止パトロールなどが行われてきたが、それに加えて、数年前から行政側によって自主防災組織の結成が促されており、すでにいくつかの行政区で結成されている。ある行政区の防災規約によると、その目的は、「本会は、地域住民の協調と互助の精神に基づく自主的な防火防災活動を行うことにより、地震、大火、その他の災害による被害の防止及び軽減を図ること」とされる。この活動も、全世帯の協力があってこそ成り立つものである。

以上のように、大泉町では、①行政区を介して多くの情報が伝達されていること、②行政区活動は広範囲に及び、かつそのいずれにおいても住民の実質的な協力と参加が求められていることがわかる。そして、こうした活動への協力は地域住民すべてに対して期待されており、当然、そのなかには外国人居住者も含まれているのである。

第4節 行政区活動と諸団体との関わり

ところで、各行政区では、上記のような多種多様な活動を、諸団体との協力を通じて行っている。行政区活動に関わりが深い団体は、公民館、子ども育成会、青少年健全育成連絡会／青少年育成補導推進委員会、地区社会福祉協議会、老人会である。なかでも行政区活動において公民館が果たす役割がきわめて大きいことが大泉町の特徴である*。「区長が父親だとすると、公民館長は長男のようなものである」（ある行政区長の発言）と言われるように、行政区長よりも一つ下の世代が公民館長になり、各行事の実働部隊として実質的な運営を担う場合が多い。

大泉町には、現在32の行政区に対して22の地域公民館が存在する。従って、1つの行政区に1つの公民館が配置されているわけではない。1つの行政区に1つの公民館というのが16、2つの行政区で1つの公民館というのが4、3つの行政区で1つの公民館というのが1、4つの行政区で1つの公民館というのが1となっている。大泉まつり、納涼祭、町民体育祭の三大イベントは公民館単位で行われており、公民館役員を中心に、行政区はもとより、子ども育成会や社会福祉協議会などがこれをサポートして行なっているところが多い。つまり、地域住民はこれらの諸団体に役員や会員として参加することを通じて、より深く行政区活動の関わっていくことになる。

*大泉町は1957（昭32）年に小泉町と大川村が合併して誕生したが、公民館活動は大川村において敗戦直後から活発に行われていた。大川村に公民館が建設されたのは1947（昭22）年と群馬県内でも早い方で、青年団の若い力によって誕生したと言われる。1949年からは分館づくりも取り組まれた。合併前の小泉町には公民館がなかったが、合併を契機に大泉町公民館が建設され、分館も全町に作られることになった。その後、分館から地域公民館へ名称が変更され、現在その数は22を数える（『大泉町誌 上巻』1978年 pp.838-

867)。22の地域公民館をつなぐ組織として大泉地域公民館連絡協議会が結成されている。

現在、公民館活動が行政区活動で重要な位置を占めているのは、このような活動の蓄積によるところが大きい。公民館活動に長く関わってきたある行政区長は、「青年団活動が衰退してしまった現状では、地域社会を知る機会が公民館活動しかない。だから公民館活動、子育て、青健推などの役員をやって地域活動を知り、そのなかから行政区の人材を育てていく必要がある」と語っている。

第5節 収支構造からみる行政区活動

ここでは行政区の収支決算から行政区活動の特徴を考察してみる。

表5 B行政区の2004年度収支決算報告

	費目	金額 円	比率%	備考
収 入	区費	1,674,220	47.4	年2500円*
	交付金	550,300	15.6	
	運営交付金	379,500	10.7	一世帯500円
	ゴミ減量推進交付金	170,800	4.8	
	補助金	621,775	17.6	
	道路清掃補助金	31,000	0.9	
	防犯灯電気料修理補助金	224,275	6.4	
	公園清掃補助金	45,000	1.3	
	消防後援会費	321,500	9.1	一世帯500円
	雑収入	108,314	3.1	
	繰越金	575,665	16.3	
	総計	3,530,274	100.0	
支 出	総務費	172,159	5.9	
	事務・消耗品費	26,159	0.9	
	隣組長謝礼費等	146,000	5.0	
	会議費	110,627	3.8	
	助成金	1,156,500	39.5	
	老人会助成金	45,000	1.5	
	子ども育成会助成金	20,000	0.7	
	青少健助成金	20,000	0.7	
	ボランティア助成金	10,000	0.3	
	自主防災会助成金	100,000	3.4	
	祭典委員会助成金	100,000	3.4	
	納涼祭助成金	60,000	2.0	
	公民館費	480,000	16.4	
	消防後援会費	321,500	11.0	
	社会福祉費	870,000	29.7	
	日赤社費	290,000	9.9	
	社協会費	174,000	5.9	
	共同募金	174,000	5.9	
	歳末募金	174,000	5.9	
	社会を明るくする運動	58,000	2.0	
事業費	425,624	14.5		
道路清掃費	77,700	2.7		
防犯灯維持修理費	219,176	7.5		
ゴミ対策費	128,748	4.4		
雑支出費	144,126	4.9		
積立基金	50,000	1.7		
予備費	0	0.0		
計	2,929,036	100.0		
	次年度繰越金	601,238	-	
総計	3,530,274	-		

注) *区費徴収世帯数は、上期664世帯、下期680世帯。
資料：平成17年度B区通常総会議案書

表5は、B区の2004年度の収支決算を示したものである。収入総額は約353万円であり、内訳で大きいのは各世帯から集める区費と町からの交付金・補助金である。B区の区費は年額2,500円（月額208円）である。大泉町全体では月額300～500円という行政区が8割を占めており、B区のそれはやや低額に設定されている。この区費がB区の収入に占める割合は47.4%、前年度繰越金を除くと56.7%である。収支決算報告書を手し得た13の行政区についてみると、収入（前年度繰越金

を除く)に占める区費の比率は、30%台が1、50%台が3、60%台が5、70%台が3、80%台が1となっている。30%台は例外として、残りはすべて5割を超えており、60%以上という行政区が7割を占める。収入における区費の位置づけは高い。

一方、町からの交付金・補助金も多い。特に大きいのは1世帯あたり500円助成される運営交付金と消防後援会費である。ついで防犯灯電気料・修理補助金、ゴミ減量推進交付金となっている。交付金と補助金を合わせると、B区の場合約117万円が行政から助成されており、収入全体の33.2%を占めている。

次に支出に目を転じてみる。支出についてまず第1に指摘できることは、各種団体への助成金の多さである。年間約50万円の公民館費の他、消防後援会費や自主防災会助成金などの助成金の総額は約116万円で支出全体の39.5%を占めている。行政区が各種諸団体を金銭面でサポートしていることがわかる。

第2の特徴点は、募金などの社会福祉費の占める比率が大きいことである。総額87万円で、支出全体の29.7%となっている。行政区組織が有している募金徴収機構としての性格が垣間見られる。

第3に、それに対して行政区独自の事業費は少ない。事業費として計上されているものは道路清掃費、防犯灯維持修理費、ゴミ対策費の計42.6万円で、全体の14.5%を占めている。つまり行政区独自の活動は、環境整備・衛生活動や防犯・防災活動が中心で、他の各種イベントに対しては、助成金を支給し、活動をサポートする立場にあることがわかる。

ところで、外国人問題というと、ゴミ問題と並んで常に指摘されるのが区費納入の問題である。外国人世帯にいかにして区費を納入してもらうかは、どこの行政区でも悩みの種である。区費がなぜそれほど重要かという点は、以上の収支構造をみれば明らかである。まず、収入に関して言えば、区費が主な収入源となっているためである。収入の半分以上、多いところでは8割以上が区費によって賄われている。

一方、支出に関しては次の点が重要である。支出の内訳をみると、行政区の活動には会員だけに還元されるものと、全住民に還元される活動があることがわかる。親睦のための各種イベントなどは、区費を納めている会員だけに還元される活動といえる。それに対して、消防後援会費、自主防災会助成金、道路清掃費、防犯灯維持修理費、ゴミ対策費などの支出は、区費の納入に関係なく全住民が恩恵を受ける活動である。区費の納入が問題になるのは、特にこれらの支出に関してである。区費を納めていない人達の分も担うことになり、会員の間に不公平感や負担感が広がってしまう。区費未納者の増加は、フリーライダーの増加を意味し、行政区活動の崩壊に繋がりがかねない。だからこそ各行政区では区費の納入を重視するのである。

第6節 行政区長の基本的属性

それでは、最後に、行政区のリーダーである行政区長の基本属性についてみておく。

まず、行政区長の選出方法についてみると、ほとんどの行政区で、選考のために委員会を設けて選考し、総会に諮って決定するという方法がとられている。選考のための委員会は、諮問委員会、審議委員会、選考委員会など、呼び方は行政区によって異なるが、行政区長経験者や町議経験者など、いわゆる「顔役」「大御所」と言われるもの数人により結成される場合が多い。例えば、C区の役員選考委員会規約によると、「この会の委員会は、区長、副区長、公民館長、社会福祉協議会

会長、青少年健全育成協議会会長、長寿会経験者のなかから区長が委嘱する」となっている。

行政区長が選出されると、行政区側は市に対してこれを推薦し、市長がこれを行政区長職に委嘱するかたちをとる。従って、大泉町では、行政区長は、市と住民の調整役として市行政のなかにフォーマルに組み込まれた存在である。従って、行政から区長手当が支払われている⁴⁾。

以上のようなルートで選出された現時点の行政区長は全員男性である。年齢的には、60代後半が44.0%、70代前半33.3%と、65～74歳層が8割近くを占めており（表6）、現在無職であるものが約8割と、定年退職後の仕事となっていることがわかる。行政区長の在任期間は、1期2年で、1期目と2期目の者が合わせて76.7%を占めている（表7）。5期目が1人、4期目が2人、在任期間が長期に及ぶ者もいるがそれほど多くはない。

表6 行政区長の年齢

年齢	人数	比率%
75-79歳	2	6.7
70-74歳	10	33.3
65-69歳	12	40.0
60-64歳	5	16.7
50歳代	0	0.0
40歳代	0	0.0
30歳代	0	0.0
20歳代	1	3.3
計	30	100.0

注) NA=1人、また1つの行政区は現在区長不在
資料：実態調査より作成

表7 在任年数

年数	人数	比率%
9,10年	1	3.3
7,8年	2	6.7
5,6年	4	13.3
3,4年	9	30.0
1,2年	14	46.7
計	30	100.0

注) 表6に同じ
資料：実態調査より作成

表8は行政区長の生まれた場所を示したものである。大泉町出身者が半数を占めているほか、他地域の出身者の中にも現在妻の実家に住むというものが4人おり、所謂「地生え層」出身者が19人(63.3%)を数える。なかには、「自分で14代目」、「明治以前、お墓には安政と書いてある」、「わかっているだけで8代前」と答えた者もあり、地域の草分け的な家も少なくない。その一方、他地域から転入した人も4割近くを占め、この比率は太田市に比べると高い。他地域転入者のなかには三洋電機への就職を契機に流入、定着した者もあり、地域的特性を示している。表9で彼らの最長職をみると、会社員が22人(73.3%)を占め、三洋電機の退職者も多い。次いで公務員・教員の4人(13.3%)となっており、農業は1人と少ない。このように、大泉町の行政区長は、「地生え層」出身が多いが、その職歴に関しては会社員だった者が多く、企業城下町としての特徴が出ていることがわかる*。

*太田市の調査結果と比較するとその特徴は明確である⁵⁾。太田市の行政区長の年齢は、大泉町と同じく65～74歳層が約8割を占めるが、70代前半層が40.2%と最も多く、大泉町よりも高齢層にシフトしている。また、在任期間も4期7年以上が3割を占め、6期以上が7名もおり長期に及ぶケースが見られる。

出身地はほとんどが太田市で、「地生え層」出身層が8割に及んでいる。最長職で最も多いのは公務員・教員で33.7%、ついで会社員31.5%となっている。自営業も、農業22.5%、都市自営業12.4%と、一定の厚みを有しており、明らかに大泉町の行政区長の場合とは異なる。

行政区長の基本属性をみる限り、太田市の方が「地生え層」の影響力が大きい。行政区長の年齢は、大泉町よりも高く、在任期間も長い。職業の面でも、農業や都市自営業出身者が一定の比率を占めており、「地生え層」出身者が8割を占めている。

従って、行政区長の基本属性をみる限り、大泉町の方が、所謂「よそ者」が入り込む余地が大きいことがわかる。最長職の73.3%が会社員である点も、三洋電機との関連を連想させる。行政区長の基本属性をみる限り、「大泉町は外からの流入者に対して寛大である」という指摘は、太田市との比較で言えば正しい面をもつ。

表8 生まれた場所

場 所	人数	比率%
大泉町内	15	50.0
群馬県内（大泉町を除く）	5	16.7
関東地方（群馬県を除く）	4	13.3
国内（関東地方を除く）	5	16.7
国外	1	3.3
計	30	100.0

注) 表6に同じ
資料：実態調査より作成

表9 最長職

最 長 職	人数	比率%
公務員・教員	4	13.3
会社員	22	73.3
都市自営業	2	6.7
農業	1	3.3
専門職	1	3.3
計	30	100.0

注) 表6に同じ
資料：実態調査より作成

第7節 小 括

さて以上、外国人が多数流入してきている大泉町の行政区活動についてみてきた。歴史的にみれば大泉町は、過去に何度も町外から大量の軍人や労働者を受け入れることを経験してきており、流動性が高い地域である。しかし、その一方で、独自の地域活動を蓄積してきた地域でもあることがわかる。

その活動の中心にいたるのが行政区長である。地域の「顔役」「大御所」による推薦を受けて就任するケースが多く、それだけに地域の伝統を守ることが優先され、「地生え層」から選出される場合が多い。また、行政区長の職は行政から委嘱されたフォーマルな要職でもあり、定年退職した男性の仕事となっており、女性の行政区長は皆無である。行政区活動は、この行政区長を中心に地域の諸団体の協力を得て行われている。なかでも大泉町では公民館の果たす役割が大きく、次世代を担う層から公民館長が選出され、行政区長と二人三脚で様々な事業に取り組んでいく。他の地域住民も、様々な諸団体に属し、その活動を通じて行政区活動を支えていく。伝統が維持されやすい構造が形成されている。

大泉町では、このような体制のもとで様々な行政区活動が展開されている。大泉まつり、区民納涼祭、町民体育祭を中心とする多数のイベント、道路や公民館・公園の清掃、ゴミステーションの管理、自主防災活動など、地域住民が実質的に参加・協力する必要がある活動が非常に多いことが特徴的である。筆者が所属する町内会では7、8年前に地域の運動会が中止となり、活動は必要最低限なものに収斂してきており、全国的にも同様な傾向が指摘されている。そのことを考えると、これだけ多くの活動を行う大泉町では、役員をはじめ地域住民の献身的な協力によってこれらの活動が維持されてきていることが容易に理解できる。

こうした活動を金銭面で支えているのが区費や町からの交付金・補助金である。特に各世帯から集められる区費の占める比率が高く、区費の未納が増えることは行政区活動に直接影響を及ぼすことを意味する。しかも行政区の活動には、未加入者も含めて行政区の住民全員が恩恵を受けるような活動も含まれている。そのため、未加入者の増加は、フリーライダーの増加を意味し、加入者の不公平感や負担感を助長する結果になっている。財政的にも、意識の面でも、未加入者の増加は行政区活動に大きなマイナスの影響を及ぼすことになる。

こうしてみると、大泉町の場合、行政区側が地域住民に期待する活動の水準は非常に高いことが分かる。区費をきちんと納め、多様なイベントや一斉作業へ実質的に参加・協力することが期待されているのである。このような行政区側の期待と外国人居住者の日常生活との間に、大きなギャップが存在するであろうことは容易に予測しうる点である。

第2章 外国人とホスト住民の関わりの変化

第1節 外国人／世帯比率の変化と住居

以上のような行政区の活動を展開してきた地域社会に、1990年頃から外国人居住者が急増してくる。外国人登録者の数は、前回の調査時で、4,688人（全人口に占める外国人比率11.2%）、2,388世帯（全世帯に占める外国人世帯比率14.9%）であった（いずれも数値は1997年4月1日現在のもの）。その後、この数値はさらに上昇してきており、2005年8月31日現在で、外国人6,778人（同15.9%）、外国人世帯3,525（同20.2%）となっている。外国人世帯比率はすでに2割を超えており、この間、量的な拡大が確実に進展している。

一方、質的な変化も見逃せない。自治体の範囲を超えた外国人の移動は相変わらず激しいが、そのなかであって大泉町で土地を購入し、家を新築して住む外国人居住者（以下「戸建て層」）が登場しているのである。これはここ1、2年に特に顕著になったと言われており、その数は、行政区長が把握しているものだけでも全町で60戸を超えている。日系ブラジル人が住宅地の一区画を買い取り、3、4軒が一緒に家を建てた例もみられる。

このような量的、質的变化が進むなかで、地域生活における外国人とホスト住民の関わり方どのように変化してきているのであろうか。

第2節 行政区活動と外国人世帯

第1項 行政区活動への参加状況

(1) 加入の勧誘と区費

まず、行政区への加入状況についてみる。行政区への加入は、区費を支払うことで成立する。たとえ行政区の行事に参加しても、区費を支払っていなければ会員とは認められない。

1998年調査では、区費を納入している外国人世帯の数は、おおよそ250～300世帯で、外国人世帯全体の約1割ほどであった。今回の調査では、その数は約620世帯となり、全体の約2割に達していた。

このことは、この間、区費を集めるために様々な努力が払われてきたことを意味する。区費を集める方法として、最も多いのは、前回同様に大家さんや管理人を介して間接的に徴収するという方法である。また、人材派遣会社などの雇用主を介して集めるケースもみられる。例えば、E区では、役員が行政区外にある4つの会社へ1年に1回出向き協力を求めている。E区の行政区長によると、「ここ3、4年前から企業との関係はよくなり、大体支払ってくれるようになった。取りに行かないと今年はどうなっているんだと電話をかけてくる企業もある」と述べている。

一方、行政区の役員が外国人世帯を一軒一軒回って、外国人居住者から直接区費を徴収すること

も行われている。その際、区費を集める理由を理解してもらうため、区費の用途などをポルトガル語に翻訳し、配布する行政区が増えている。翻訳は町の国際交流課に頼んだり、翻訳ができる近所の日系人に頼んだりしている。表10はD区が配布しているビラの翻訳前の原本である。行政区予算における区費の持つ意味と支出の内訳が説明されている。これをポルトガル語に翻訳して配布している。

表10 D区が配布する「区費支払いのお願い」ビラの原本

D区在住の外国人の皆様へ

D区 区 長

D区の区予算は主に下記のようになっていますので、ご報告いたします。

I. 収入

全収入の大半が「区費」で、その他町からの交付金・補助金と区民の皆様からの寄付となっております。

II. 支出（主なものを記載します）

1. 町への負担金

- * 日本赤十字社 社費負担（日本では助け合い運動のひとつです）
- * 群馬県共同募金（日本では助け合い運動のひとつです）
- * 社会福祉協議会一般会費（年寄りや体の不自由な人などの助け合い活動の補助）
- * 歳末助け合い募金（日本では助け合い運動のひとつです）
- * 社会を明るくする運動募金（日本では助け合い運動のひとつです）

2. 区内8団体への助成金

- * 区の各種行事及び各団体の活動に対する助成
例として、火災防止のパトロール・訓練（消防団）、ゴミ問題への対応（衛生委員）、子供会活動（育成会）などがあります。

3. 公民館の維持管理

- * 清掃管理、トイレの保守点検など

4. 電気・水道・ガスの使用料金

- * 公民館での使用が57%、町内を明るくし犯罪を防止するための「防犯灯」が43%です。

5. 記念品代

- * 隣組長さんへの1年間の活動に対してのお礼としての記念品

6. 保険料

- * 夏季休暇中に子供達の非行防止を目的として、パトロールを実施する人が事故にあった場合の補償に対する保険料。

7. D区防災会への助成

- * 区民を対象とした防災訓練及び災害時に使用するための備品購入の補助。

こうした試みによって区費の納入率はアップしてきているのである。ただし、すべての行政区で、熱心に勧誘活動を行っているわけではない。どんなかたちであれ入会を勧めるという行政区は約6割であり、残り4割では外国人世帯に対してそもそも勧誘を行っていない。勧誘する場合でも、非常に熱心に取り組む行政区はそれほど多くなく、行政区長の取り組む姿勢には大きな違いがみられる。その結果、外国人世帯48のうち38世帯（79.2%）から区費を集めていたり、約200の外国人世帯のうち130世帯（65%）から区費を徴収している行政区がある一方で、ほとんど徴収できないという行政区もある。

さらにここで注意すべきことは、区費を納める外国人世帯の増加が、行政区活動への参加の高まりを意味してはいないという点である。管理人や雇い主を介して間接的に徴収する場合、外国人本人には区費を納めているという意識は乏しい。実際、以下のイベントや作業への参加状況をみる限り、外国人とホスト住民の関わりは相変わらず限定されたものであることがわかる。

(2) 各種イベントへの参加状況

大泉町の行政区では、会員同士の親睦を深めるために様々なイベントが催されている。特に大泉まつり、区民納涼祭、町民体育祭の三大イベントは、多くの地域住民の参加・協力によって成り立っている。しかしながら、こうしたイベントへ参加する外国人は多くはない。ある程度の参加がみられる行政区は4つのみで、ほとんどが数名、あるいは皆無という参加状況である。この状況は1998年調査時点と変わらない。

このような状況になっている背景にはいくつかの要因がある。1つには、財源の問題があげられる。例えば、「イベントは区費を払っている人が対象。義務を怠っている人に権利はない。」「お祭りの寄付をしてないから出にくいのではないか。」という意見がある。つまり、イベントは会員が拠出したお金で成り立っている。区費から助成金が出るほか、お祭りなどは別途一世帯当たり1,000円程度の寄付を募って行われる。なかには、「区費を払っていないが、外国人は大人も子どももフリーパスにしている。」という行政区もあるが、一般的に積極的に参加を求めることはしない。また、外国人の側にも生活に余裕がなくなっている事情もある。「景気のいい今から7、8年前は、外国の人も参加していた。」というように、仕事との関わりで参加が難しい状況も生じている。

ただし、お祭りや運動会などへの外国人の子ども達の参加は比較的にみられる。子どもを介して外国人世帯との関わりを強めようとして、小学校に積極的に働きかけている行政区長もいる。「子どもをまず引きだそう。親よりも子どもの方が日本語がうまい。子どもが行事に出ればその意義を理解し、区費や寄付を支払ってくれるのではないか。」という考えから、小学校へ出向きイベントのチラシを配布してもらっている。例外的な存在ではあるが、このような地道な活動に取り組んでいる行政区長もいる。

(3) 道路清掃への参加

住民全戸の参加を求める取り組みに「道路愛護」の活動がある。自宅周辺の道路清掃をする活動で、春と秋に全町一斉に取り組まれる。かつての道普請の名残で、不参加の場合に罰金を科す行政区や隣組も少なくない。近年はそうした行政区や隣組は減少しているが、それでも「隣組によっては罰金がある」という行政区は15と約半数にのぼる。この事実は、「道路愛護」活動が全員参加を強く要請する活動であることを意味している。全世帯が平等に作業を分担することが求められるのである。

そのため国際交流課が制作したポルトガル語のビラを配布する行政区も多く、3分の2の行政区でビラの配布が行われている。町行政—行政区長—隣組長—各世帯のルートで流される回覧板やビラは、先にみたように大量にあり、そのすべてをポルトガル語に翻訳しているわけではない。優先順位が高い重要な文書のみが翻訳され、配布されている。この道路愛護のビラは、ゴミの分別収集の仕方、区費の納入のお願いと並んで重要度が高く、それゆえビラを作成し配布しているのである。

しかしながら「道路愛護」活動へ参加する外国人は少ない。住民全体で見ると参加率は8～9割に達するという行政区が多く、行政区活動のなかでも参加率が高い活動の1つである。しかし、外国人の参加状況は、「参加しない」という行政区が12、「数人程度の参加」が6となっており、「10～20人程度の参加」がある行政区は5にとどまっている。

(4) 行政区の役職と外国人

それでは、役職に関してはどうかであろうか。1998年調査では、行政区の役職のなかで外国人が担

うことがあるものは隣組長のみであり、この点は今回も変化はない。行政区数でみると、外国人が隣組長になったことがある行政区は6から10へ増加しており、時間の経過とともにその数は増えているが、隣組長以外の役職への広がりはみられなかった。

このように前回調査に比べると、区費の納入率は高まっているが、イベントや作業への参加状況、あるいは役職への就任状況にはほとんど変化はなく、前回同様、日本人と日系人はディス・コミュニケーションの関係にあることがみてとれた。

ただし、「戸建て層」に関しては、日本人側に「自分たちの仲間」という意識がはっきりみられた。というのも、「戸建て層」になると、外国人世帯であっても、区費を納め、隣組に所属し、道路清掃にも参加し、日本人世帯と同様の義務と責任を果たすようになるからである。やはり、自分の家を構えるとなると、地域社会の一構成員として振る舞うことを受け入れるようである。実際、行政区長のなかには、外国人世帯について話す際、無意識のうちに「戸建て層」を外国人の範疇から除いて説明している人がいたほどである。

第2項 行政区活動との接点

(1) 行政区の会議で議論されること

このようにイベントや作業への参加という点では、ホスト住民と外国人の接点は少ないが、行政区の会議の場で外国人問題が議題に取り上げられることはある。約半数の14の行政区で議論になることがあると回答しており、これも前回調査と同程度である。特に外国人世帯比率が高い行政区で議論になることが多いという傾向がみられる。議論されるのは、前回調査同様にゴミ、騒音、区費、駐車場などに関わる問題である。ただし、前回調査からこれまでの間に、外国人世帯比率はさらに高まってはいるが、それによって行政区活動に新たな矛盾が生じているといった回答は寄せられなかった。

むしろ回答のなかに、「落ち着いてきた」、「だんだんよくなってきている」、「ゴミに関してもよくなってきている」と、肯定的な評価がみられる点に今回の特徴がある。特に、ゴミ問題に関しては、実際に衛生環境保全推進委員会を中心にゴミ収集場所のパトロールをするなかで、「違反するのは外国人とは限らない」という事実が明らかになってきており、そのことが住民の認識を変えている面も大きい。例えば、ある行政区長が、「外国人のなかにもゴミ出しをきちんとしている人がいる。例えば牛乳パックを開いてもってくる人が2人いる」と回答しており、こうした事実の積み重ねによって、外国人に対する見方が部分的に変化してきていることがうかがわれる。

(2) 子どもの誕生日パーティーと公民館利用

それでは、外国人側から行政区へ相談を持ちかけられることはあるのだろうか。こうしたケースは極めて少ない。7割の行政区ではこれまでに外国人からの相談を受けたことがないと回答している。こうした状況にあって、日系ブラジル人からの相談として目に付くのが、子どもの誕生日パーティーのために公民館を貸してほしいという要望である。ブラジルでは、子どもの誕生日にはたくさんの友達を招待して、飾りつけられた会場で盛大にパーティーを行うことが一般的なようだ。しかし、日本の住まいは狭くそれができないため、このような相談がもちかけられるのである。この点に関してもフリーライダーが問題となる。公民館は行政区によって管理されており、行政区の予算から助成金が出されている。また、隣組が交代で掃除を行っており、維持のために地域住民の無

償労働が提供されている。公民館を使うためには、こうした義務を果たすことが求められる。

とはいえ、今回の調査で把握した4つのケースのうち2つは区費を払っていないケースであったが、公民館の使用は認められていた。区費を支払っていない場合でも、「門戸を閉ざさないうで貸し出すようにしている」、「区費を払ってなくても地区に住んでいることを条件に貸した」と答えている⁶⁾。行政区の側も決して外国人を排除しているわけではなく、柔軟に対応していることを示す事例である。子どもの誕生日パーティーのやり方といった点にも文化の違いはあり、小さなことではあるがこれを日系ブラジル人側からの貴重なアプローチとして受け止め、相互理解の1つの契機と位置付けることは重要と思われる。

(3) 町行政に対する要望

以上のように、行政区活動における外国人と日本人の接点は極めて限定されたものとなっているが、こうならざるを得ない理由として町行政の対応を問題にする行政区長も多い。行政に対する要望として最も多いのは、「外国人が転入した場合、情報を提供してほしい」というものである。日本人が転入した場合には、転入者を確認することができるのに対して、外国人の転入に関してはそれができないシステムになっている。そのため、この点に関する行政区長の不満は大きい。「広報やビラを配布するように言われても、外国人がどこに住んでいるのか分からなければ配布しようがない」という不満である。ただし、行政自身も移動の実態を正確には把握できないこと、またプライバシー保護の観点に立てば、情報の提供は難しい面をもつことも事実である。そこで、最近では、外国人に関して本人の了解が得られれば、行政区長に連絡がくるようになってきており、事態の改善に向けた努力も行われている。

町行政に対する要望として、次に多いのが転入時の指導の強化である。「転入時に生活のマナーに関して十分に教育してほしい」、「行政区や隣組に入るように指導してほしい」、「日常生活の中でルールを守るように指導してほしい」という意見に代表される。行政や企業の都合によって外国人労働者の受け入れが進められてきた以上、生活面での指導をきちんと行ってほしいという要望である。

第3項 「共生」か「棲み分け」か

さて、最後に「共生」か「棲み分け」かという点について考えてみたい。前回の調査では、ホスト住民と外国人の間で「棲み分け」が進み、そのなかで外国人に対する「負のイメージ」が拡大してきている事実が指摘された。「共生」か、「棲み分け」かという点では、今回の調査でも「共生とはなっていない」と答えた行政区長が圧倒的に多い。表11に明らかなように、3分の2の行政区長は「共生とはなっていない」と答えており、「共生している」と答えた人はわずか2人という結果となった。この傾向は前回調査からほとんど変わっていない。

表11 共生が実現しているか

	1998年	2005年
共生している	2	2
一部共生している	7	5
共生していない	18	20
NA	6	5
計	33	32

資料：実態調査より作成

しかし、「負のイメージ」に関しては、前回調査より多少改善されている面も見て取れた。表12は、「大泉町に多くの日系ブラジル人が暮らすようになって約15年たちますが、この間に日本人と外国人の関係に変化はありましたか」という質問に対する回答をまとめたものである。関係が疎遠になってきているという人より、関係が良くなってきている点を指摘する人の方が多い。良くなってきている点として、1つには、「ブラジル人とはこういうもの、日本人とはこういうものと相互にわかってきたところもある」、「慣れてきた部分もある」といった回答がある。時間の経過がもたらした気持ちの変化ともいえる。2つ目に、先述した点でもあるが、生活のマナーやルールが守られるようになってきている点がある。「ゴミ問題にしても、外国語で解説するなど努力することでルールが守られてきている」、「挨拶をするようになった」という点を指摘する者がいる。3つ目に外国人の行動の変化がある。例えば、駅前などにたむろする姿が見られなくなったという意見がある。かつては、国際電話を掛けるために駅の周辺に外国人が集まることが多く、漠然とした「怖さ」を感じたが、携帯電話の普及もあってそうした光景がみられなくなってきたというものである。また、4つ目として、「戸建て層」の出現が与えた影響も小さくはない。「一戸建て住宅もかなりあり、隣組に入って一緒にやっている」、「実際に入ってきたブラジル人の家族はすごくいい人たちなので、他の区のこととは本当なのかと思うほどだ」という発言もある。後者の発言は、それまでほとんど日系ブラジル人が住んでいなかった地域に、最近4戸の「戸建て層」が転入し、その家族との交流を通じて出てきたものである。

もちろん行政区によって事情は異なるし、区長会議では毎回外国人問題が話し合われているという現実はある。また、大泉町の犯罪数が増加しているというマスコミ報道や昨年実際にあった連続放火事件などによって、町民の不安感が増している面も否定できない。しかし、前回調査では、以上のような肯定的な評価はほとんど聞かれなかったことを考えると、行政区における日常的な関わり合いのなかから、お互いに認めあう面も芽生えている点にも注目する必要がある。

もう1つ、「外国人がこの地域に住むようになってよかった点はありますか」という質問からも、上記のような傾向が読み取れる。1998年調査における同じ質問に対して、よかった点を指摘した回答は皆無であった。せいぜいが「労働力が不足する企業にとってはよかった」という皮肉を込めた意見があったにすぎない。これに対して、今回は少数ではあるがよかった点をあげるものが出てきている。具体的には、子どもの国際交流を指摘する人が3人、サンバパレードをあげる人が3人、個人商店の売上げアップを指摘するものが2人である。子どもの国際交流に関しては、「自然に言葉を覚えているようだ」、「子ども達が一緒に楽しく遊ぶ様子を見ると、国際交流だと思う」という意見がある。サンバパレードについては、「人が大勢集まって活気があった」、「大泉町の知名度が上がった」という肯定的な評価がみられる。サンバパレードは2001年に主として財政上の理由から中止されている。パレードの復活に関しては賛否両論があるが、今回調査では、少なくとも8名の行政区長が復活に賛成の意見を述べている。

このようにホスト住民と外国人の関係には、引き続き「棲み分け」の傾向が顕著にみられるが、時間の経過とともに様々な経験が蓄積され、その経験を通じて「負のイメージ」を払拭していくような動きも出てきていることがわかる。

表12 大泉町に多くの日系ブラジル人が暮らすようになって約15年たつが、この間に日本人と外国人の関係に変化はあったか (MA)。

○以前より良くなってきている点の指摘

- ・疎遠になったということは絶対はない。溶け込んでいる人の方が多いのでは。一戸建て住宅もかなりあり、隣組に入って一緒にやっている。アパートの人とは交流はない。
- ・町全体ではコミュニケーションはよくなっている。ゴミ問題にしても、外国語で解説するなど努力することでルールが守られてきている。
- ・挨拶をするようになった。近くに住んでいる人は日本語が話せるから、ゴミの分別の時に話したりする。
- ・違和感はなくなってきた。感化されてきたというか、慣れてきた面がある。
- ・全体的にはいい関係になってきている。5年前の国勢調査の時は行ったら外国人が喜んでいて。
- ・最近は小さな犯罪はあるが目立たないから、比較的良くなってきてはいると思う。以前から思えば、ある程度日本人もブラジルっていうのはそういう国だ、そういう人なんだって理解してきたし、向こうの方もある程度日本人っていうのはこういうもんだっていうのがわかってきているのではないか。
- ・この地区はほとんどいなかったが、実際入ってきたブラジル人家族はすごくいい人たちなので、他地区のことは本当なのかなと思うほどである。
- ・一時は公衆電話の所に集まったり、駅の周辺も時間によっては外国人が多くて物騒な感じの時期もあったが、最近はそのふうにも感じなくなった。慣れたのかもしれない。
- ・自分では相互理解が深まった。個人的にはアレルギーはない。

○ブラジル人店舗の増大

- ・町全体としてはすごい変わりよう。ブラジル人の店舗ができるなど。
- ・日本人が店じまいすると後の店舗には、必ずと言って良いほどブラジル人の人がそこを借りて営業するというのが多い。
- ・商店でも日本人の経営が難しくなるとブラジル人の店になる。

○生活スタイルの変化

- ・最初は自転車だったが最近自動車の人が多い。単身ではなく家族で子どもがいたりする。
- ・一時は公衆電話の所に集まっていた。携帯電話が普及してからはそういう姿はなくなった。

○犯罪の増加

- ・日常生活の面では悪くなっているとは思えないのだけれども、犯罪などが新聞に載ることが多くなっている。印象はよくない。
- ・大泉も全体としてみれば犯罪が増えている。去年か一昨年放火が6、7件続いた。

○疎遠になってきている

- ・相互理解が深まっているとは思わない。お互いにとつきづらい。
- ・お店なんかでもブラジル人はブラジル人、日本人は日本人となってきている。
- ・だんだん疎遠になってきてしまっている。カーニバルの時は親しく話したり、交流する場面もあったが、カーニバルが終わって交流がなくなった。

○特に変化ない

- ・数がふえたなあという感じはする。交流は以前と変わらず、あまりない。
- ・外国人は増えたがあまり変化を感じない。
- ・変わっていない。外国人の間で交流の場ができてるので、地域や隣近所とつきあわなくても生活は全然困らない。
- ・特に進展はない。外国人の数もそれほど増えていないし、何人いるかと聞かれても何人いますと答えられない。
- ・同じ職場にいれば話すようになったりするけど、それ以外のところではほとんど交流はない。
- ・疎遠になったとか相互理解が深まったとか、あまり変化はないような気がする。
- ・区としてはあまり変わりはない。
- ・変化はない。結構出入りが激しいので、親密になるということはない。地区の行事に参加するとかあればまた違うのだろうけれども。挨拶くらいするようになってもそのうち転居してしまう。

資料：実態調査より作成

おわりに

以上、行政区活動における外国人とホスト住民の関わりについてみてきた。大泉町は、開放性と閉鎖性というアンビバレントな性格を有している地域である。行政区活動は、伝統を維持しつつ、地域住民の実質的な協力によって継続されてきていた。長い歴史のなかで築き上げられてきた地域活動は非常に厚みのあるもので、突然やって来た外国人にとっては入り込むことが難しい領域である。それゆえ「棲み分け」の状態が生じるのは、ある意味当然の結果とみることもできる。今回も、前回と同様に、外国人とホスト住民の関わりはディス・コミュニケーションの状況にあり、両者の間には「棲み分け」の関係が続いていた。

しかし、同時にいくつかの点で変化もみられた。主な変化として次の3点が指摘できる。

第1に、外国人世帯の区費の納入率が2割まで上昇した点がある。620世帯ほどが区費を納めているという結果になった。これは間接的、直接的な方法で外国人世帯に積極的に働きかけた結果であり、決して自然に増加したものではない。そのことは「区費」の納入が、行政区にとって極めて重要であることを意味している。区費の未納者の増加は、フリーライダーの増加を生み出し、行政区活動を弱体化させることに繋がる。だからこそ働きかけが続くのである。行政区側が最低限確保したい参加の水準が、区費の支払いによる参加とみることができる。

第2に、「戸建て層」の出現である。その数は正確には押さえられていないが、行政区長が把握している分だけでも60戸に達している。実際には、もう少し多く、三桁は存在すると考えられる。「戸建て層」の場合は、ホスト住民と同じように、行政区の構成員となり、最低限の活動には参加するようになっている。これらの「戸建て層」の出現が一過性のものなのか、外国人居住者のどのような層が「戸建て層」に移行しているのか、「戸建て層」は定住化していく層と把握することができるのか等の点については、今回の調査では把握できなかった。この点については今後の課題としたい。

第3に、外国人居住者に対する肯定的な評価も散見されるようになっている点である。今回の調査に先立って行われた機関調査などからは、外国人の犯罪や交通事故の増加などによって治安の悪化を指摘する声が多く聞かれた。しかし、実際には日々の生活における経験を通じて外国人居住者へ理解を示す層も出てきているのである。ある行政区長の回答に、「日常生活の面で日本人と日系人の関係が悪くなっているとは思えないのだけれど、犯罪などが新聞に載ることが多くなっており印象がよくない」というものがある。この回答は現状をうまく言い表しているように思われる。行政区の役員や町行政の地道な努力によって、問題状況が改善されている部分もあり、その点をきちんと評価していくことは、これからの方向を考える上でも重要であると思われる。

注

- 1) 詳しくは、小内純子「地域生活における外国人とホスト住民」小内透・酒井恵真編著『日系ブラジル人の定住化と地域社会』御茶の水書房、2001年を参照のこと。
- 2) 後にみるように、太田市と大泉町の行政区長の基本属性を比較すると、大泉町の方が来住層や会社員が行政区長に就任するケースが多く、この点に関しては、大泉町のオープンな性格を指摘

することができる。

- 3) 1998年調査時に、31区と32区だったものが合併し32区となっている。それに伴い以前の33区が31区と名称を変更した。元の31区は三洋電機の社宅であり、入居者の減少に伴い以前から協力関係にあった32区に吸収されている。さらに2006年3月には現31区と13区の合併が予定されている。現31区も三洋電機の社宅が大半を占める行政区であり、同様の理由で隣接する13区へ統合されることになっている。
- 4) 区長手当の額は一律年間20万円に、加入世帯に応じた額が加算された金額である。
- 5) 太田市の行政区活動に関しては、小内純子「地方行政と住民組織－群馬県太田市の自治体と－行政区－地域住民の関連分析を中心に－」札幌学院大学社会調査室『調査と社会分析』NO.1 1997年3月参照のこと。
- 6) ただし、1つのケースでは、飾りつけの後始末やゴミの持ち帰りといったルールが守られなかったために、今回限りとし、以後は貸し出さないことになってしまっている。